

平成 31 年度

国 の 予 算 編 成 に 対 す る 要 請 書

平成 30 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13 年に人口 5 万人で誕生した川崎市は、平成 29 年 4 月に人口が 150 万人を超える現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約 70 % を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約 400 に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、本年度から「川崎市総合計画」の第 2 期実施計画期間となり、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

今後、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいく中、自治体の歳入が大幅に増加することが見込めない一方で、多様化・増大化していく市民ニーズにきめ細かく対応するためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

このためには、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることができます。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として取りまとめました。

つきましては、平成 31 年度国家予算編成において、本市の要請事項について、特段の御配慮をお願いいたします。

平成 30 年 6 月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

重 点 要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

地方税財源の充実確保について ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び	
嵩上げ制限の廃止について 【新規要請項目】 ······	4
ふるさと納税に係る財政措置について ······ ······ ······ ······ ······	6
障害者制度改革に係る財政措置等について ······ ······ ······ ······	8
「介護サービス制度」の改善について ······ ······ ······ ······	10
セーフティネットの更なる充実等について ······ ······ ······ ······	12
待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び	
子どもの医療費の助成の在り方の検討について ······	14
安全・安心で良好な教育環境の充実について ······ ······ ······	16
河川管理施設の老朽化等対策の推進について 【新規要請項目】 ······	18

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町国際戦略拠点 (KING SKYFRONT) における	
特区の取組推進とイノベーション創出について ······	20
“水素社会” の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について ······	22
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である	
川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について ······	24

要　請　事　項

○ 安心のふるさとづくり

本庁舎等建替事業に係る財政措置について ······	28
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について ······	30
小児救急医療体制等の拡充について ······	32
成人ぜん息患者医療費助成事業について ······	34
予防接種事業の抜本的改革について ······	36
住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について ······	38
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について ······	40
石油コンビナート地域の強靭化について ······	42
五反田川放水路整備事業の推進について ······	44
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について ······	46
エネルギーに関する取組の推進について ······	48
微小粒子状物質(PM2.5)及び光化学オキシダント削減の取組について ······	50
廃棄物処理施設整備事業の推進について ······	52
緑地保全事業について ······	54
公園等整備事業について ······	56
等々力緑地再編整備の推進について ······	58
シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について【新規要請項目】 ······	60
水道施設更新・耐震化の推進について ······	62
下水道施設の改築への国費負担の継続について【新規要請項目】 ······	64
下水道整備事業の推進について ······	66
中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について ······	68
教職員定数の改善等について【新規要請項目】 ······	70

○ 力強い産業都市づくり

道路施設等の計画的な老朽化・地震対策の推進について ······	72
幹線道路の整備推進について ······	74
中央新幹線計画に伴う幹線道路整備について ······	76
京浜急行大師線連続立体交差事業について ······	78
JR南武線連続立体交差事業について ······	80
川崎縦貫道路の整備推進について ······	82
首都高速道路等の料金施策に係る措置について ······	84
広域鉄道ネットワークの機能強化について ······	86
川崎駅周辺地区の整備推進について ······	88
小杉駅周辺地区の整備推進について ······	90
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について ······	92
「新川崎・創造のもり」地区における研究開発成果の 更なる社会実装を図る支援機能の強化について ······	94
川崎港の機能拡充について ······	96

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

なお、「河川管理施設の老朽化等対策の推進について」は、重点要請事項としては新規要請項目となるもの

重 点 要 請 事 項

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

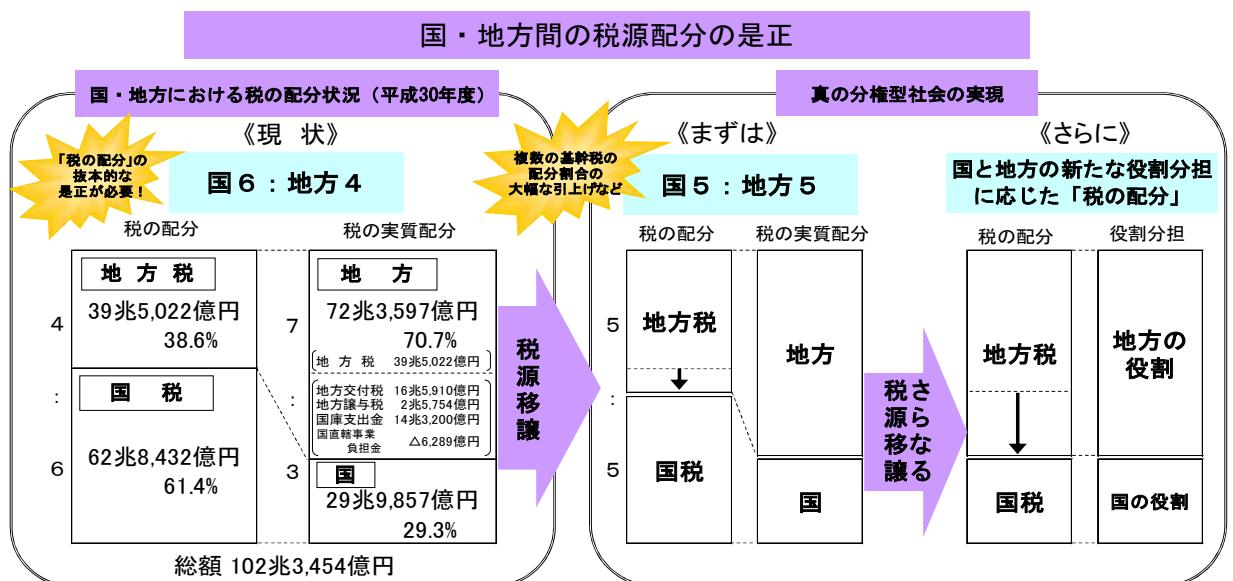
■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に發揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

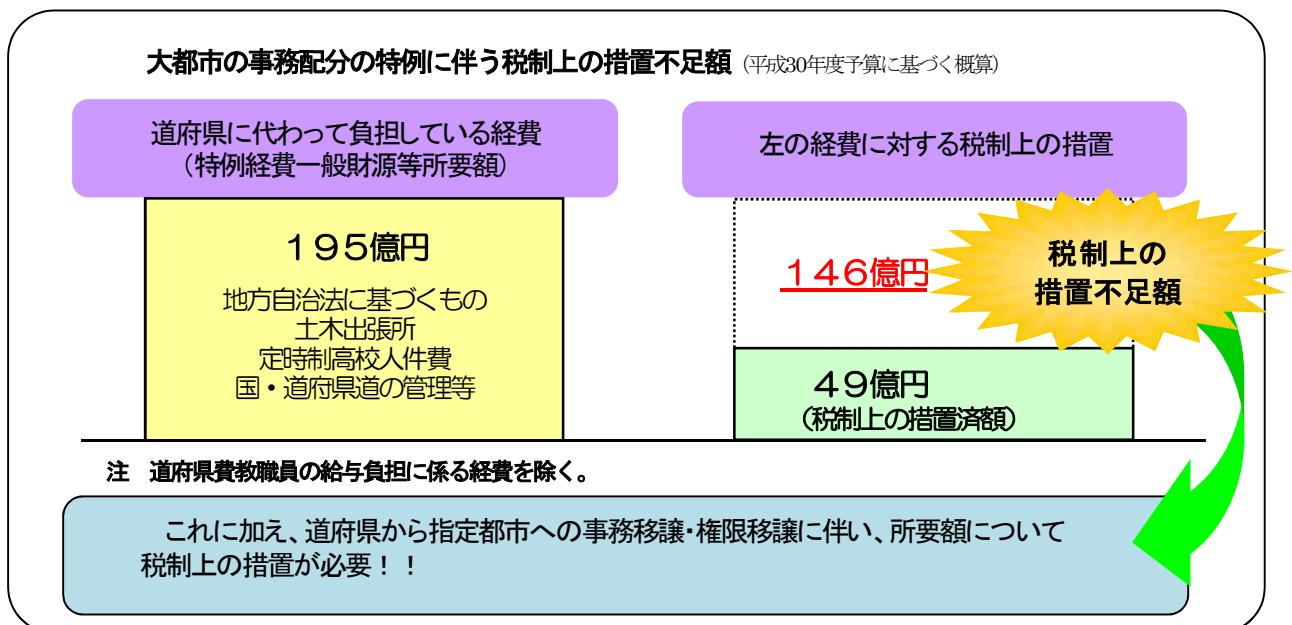
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分の見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



注 地方法人税の拡大の影響により、今後、市町村と国との税の配分格差がさらに拡大する。



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課
財政局財政部資金課
財政局税務部税制課

TEL 044-200-2164
TEL 044-200-2183
TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

■ 要請事項

財政力指数に基づいて、国庫支出金等の補助率を割り落とす等の、財政力格差の是正は行わないこと。

■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、平成29年には人口が150万人を超えるなど、日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、指定都市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成28年度は0.999、平成29年度は1.001で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。

■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移（平成21～30年度）

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
財政力指数	1.101	1.076	1.041	0.999	0.996	0.995	0.995	0.999	1.001	1.008
減債基金借入金（億円）	-	-	-	67	27	32	-	53	185	196

※平成29年度は決算見込額、平成30年度は予算額

■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額

名 称	交付基準等の考え方	減収見込額 (億円)	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.7	総務省
保育対策総合支援事業費補助金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 3.0	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 3.7	厚生労働省
幼稚園就園奨励費補助金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 1/4	▲ 1.7	文部科学省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 0.7	文部科学省
社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 4.3	国土交通省

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

ふるさと納税に係る財政措置について

【総務省】

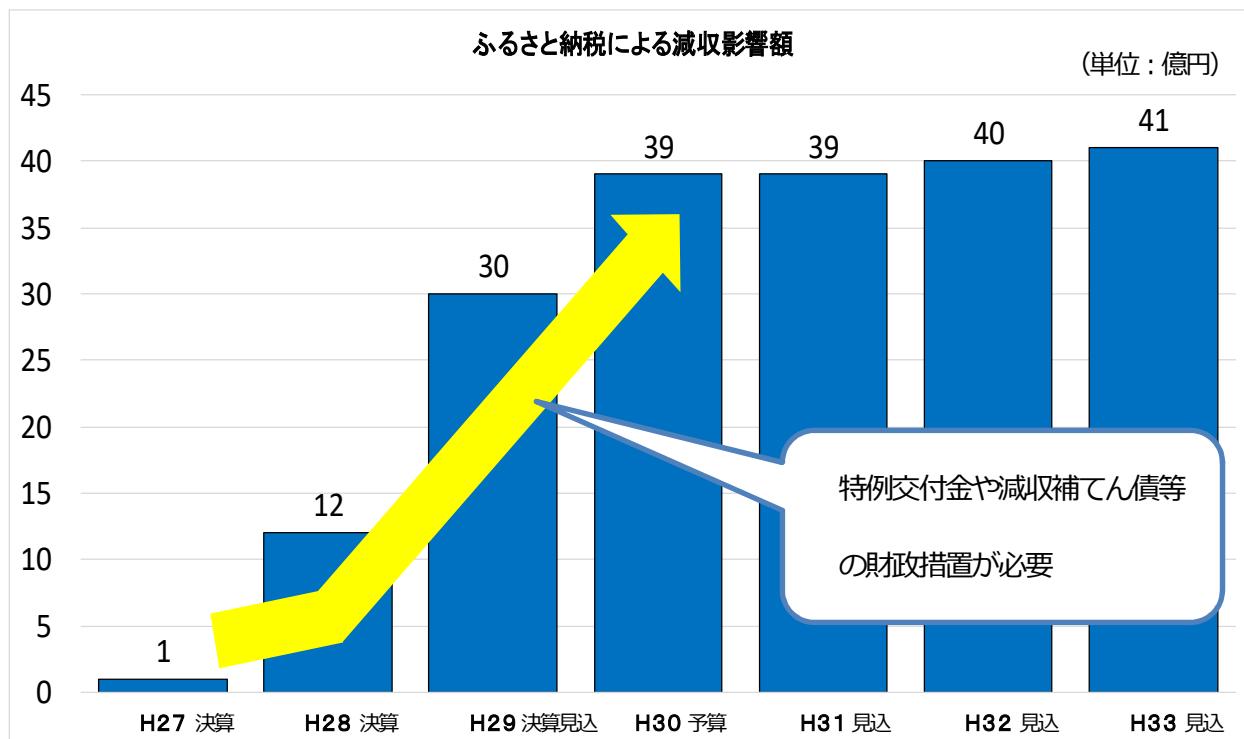
■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々増加しており、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされないため、行政サービスへの影響が交付団体である他都市と比べても、より深刻なため、当該減収分について財政措置をすること。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として、平成20年度税制改正によって導入されました。
- 平成27年度税制改正において、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化の仕組みである「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、さらに県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲などにより、本市の減収額が急増しています。
- 自治意識の進化に役立つなどという「ふるさと納税制度」の趣旨には賛同するものの、普通交付税の不交付団体は減額となった税収がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、特例交付金や減収補てん債等での財政措置が必要です。

■ 本市における減収影響額



■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

- 平成30年度当初予算ベース

市民税: 2.6億円 (県民税: 0.6億円)

◆確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較
(例: 年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

適用下限額	所得税控除額	住民税控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用下限額	住民税控除額	住民税控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

影響額については地方特例交付金などによる措置が必要

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

障害者制度改革に係る財政措置等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 障害者総合支援法に基づく生活介護サービス等の報酬について、現状を踏まえ、適切な単価を設定すること。
- 2 地域生活支援事業について、その必要な経費について、十分な財政措置を講ずること。
- 3 就労希望者数の増加を踏まえ、障害者就業・生活支援センターの設置・運営費について、十分な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 18歳未満の障害児は、平成24年4月の児童福祉法改正で新設された「放課後等デイサービス」により、授業の終了後などに生活能力の向上のために必要な訓練などが提供されることで、結果として、御家族の就労支援やレスパイトに役立っているところです。しかしながら、特別支援学校等を卒業して障害者総合支援法上のサービス利用となると、16時から17時には帰宅し、一人でいることが困難な方の場合には御家族の就労継続が困難となるため、障害児の時と同程度のサービス利用の確保を求める声が年々増加しております。こうしたことから、生活介護事業所における延長支援の充実が求められており、そのためには、生活介護事業所から「採算性や職員体制を確保するために十分な報酬になっていない」といった御意見のある延長支援加算の充実が必要です。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の地域における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、全国一律の法定障害福祉サービスと併せて、自治体の裁量において地域の実情やニーズに沿った様々な支援を提供する地域生活支援事業を位置づけております。この事業は障害者が地域で生活していくうえで必要不可欠なものであり、今後も事業を安定的に継続して実施していくためには、相当額の財源を確保する必要がありますが、国からの補助金は、要綱に基づく交付額に達していない状況が続いているます。

- 障害者就業・生活支援センター事業は、就職や職場適応などの就業面の支援ばかりでなく、生活習慣の形成や日常生活の自己管理などに関する生活支援も不可欠であり、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供する重要な役割を担っております。本市においても、障害者就業・生活支援センター事業へのニーズが年々増加していることから、障害者就業・生活支援センターの他に2か所の本市単独事業である障害者就労援助センターを設置し、対応を図っているところです。今後においても障害者就業・生活支援センターの利用者数の増加が益々見込まれるため、各都道府県の指定する障害保健福祉圏域ごとに1箇所の設置という國の方針を見直し、利用者の実態に応じた支援が必要となっています。

■ 費用

- 平成31年度地域生活支援事業費 約16億円 (国費1/2 約8億円)

■ 効果等

- 国と自治体の負担責任の適正化
- 障害者制度改革の推進と効果的な制度運用

(表1) 地域生活支援事業の実績【平成28年度実績額】

(単位:百万円)

事 業 費	要綱に基づく 交付額 (A)	交付額 (B)	川崎市超過負担分 (A) - (B)
1, 521	760	431	329

(表2) 障害者就業・生活支援センター等登録者数の推移

(単位:人)

	設置数	H25	H26	H27	H28
障害者就業・生活支援センター (国庫補助対象)	1か所	327	410	450	524
障害者就労援助センター (本市単独設置)	2か所	502	649	699	781
合 計	3か所	829	1,059	1,149	1,305

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実に向けた取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、介護報酬制度が充実するまでの間、財政支援をすること。

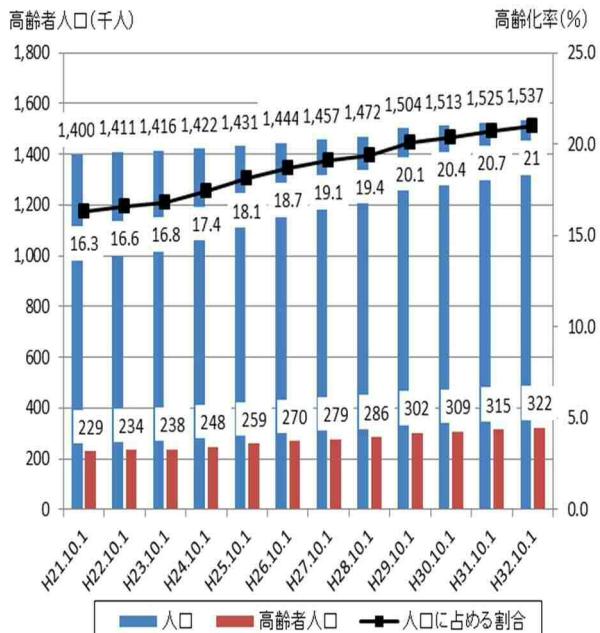
■ 要請の背景

- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組になっていますが、要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実を図ることが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組により、安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者や利用者に対して、一定のインセンティブを付与することで取組意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指していくためには、国の支援も必要と考えています。

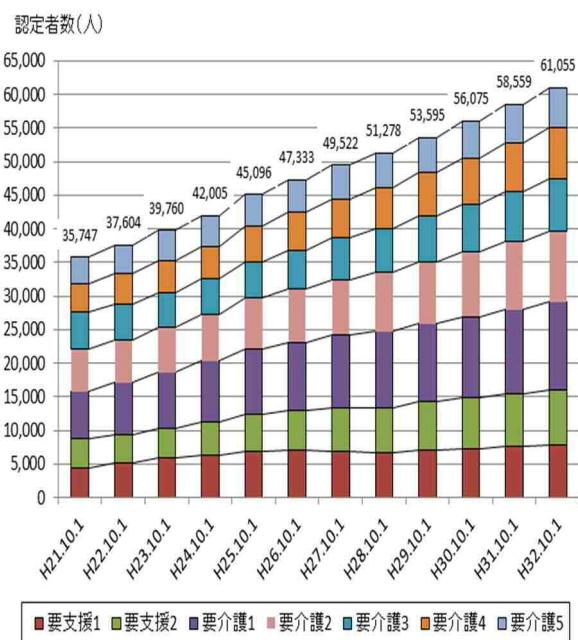
■ 効果等

- 要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブが付与されるなど、介護報酬制度の更なる充実により、介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、介護保険制度の更なる充実に向け、有効な基礎資料として活用することができます。

高齢者人口の推移



要介護認定者数の推移



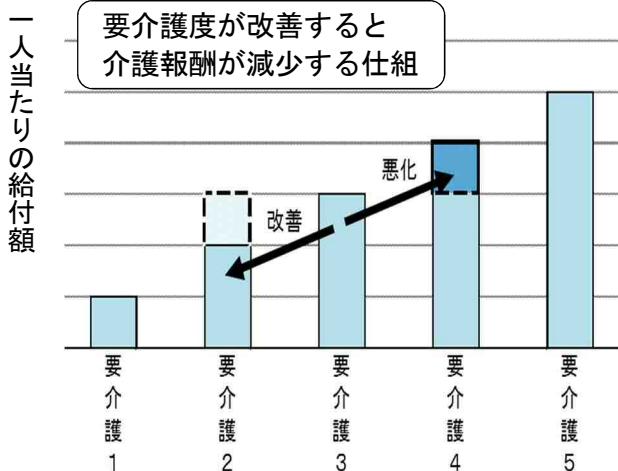
介護保険料・給付費の推移

介護保険料・給付費 共に増加傾向

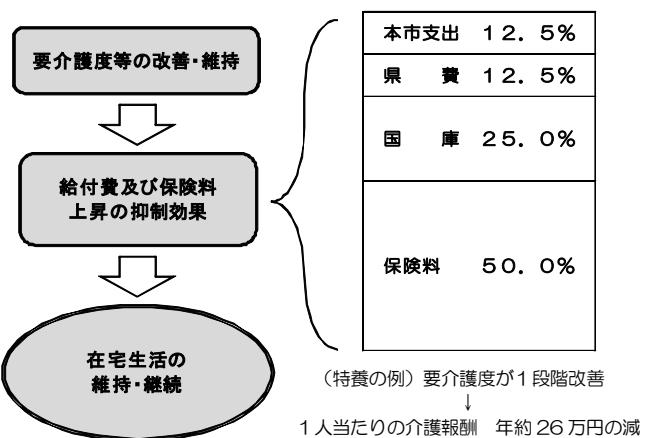


要介護度改善と介護報酬

要介護度が改善すると
介護報酬が減少する仕組



かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、法律に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。また、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業などの任意事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。

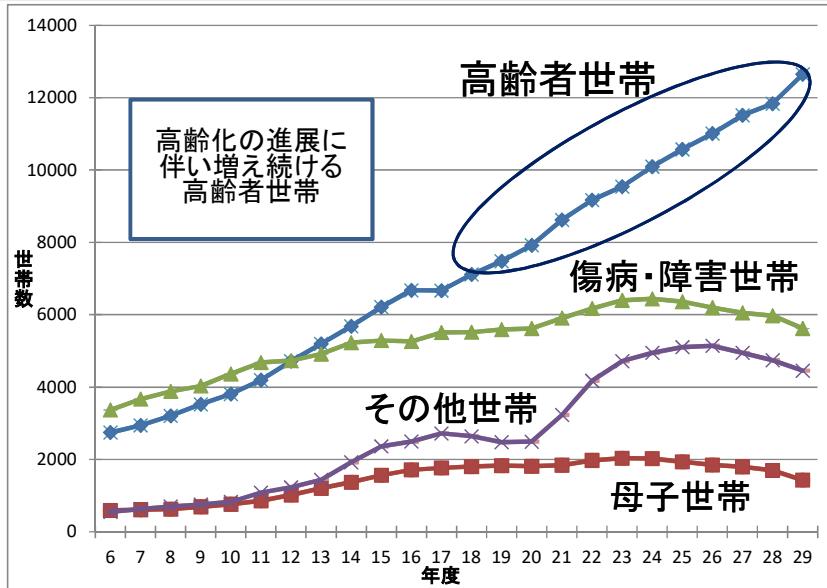
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。しかしながら、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJ O Bセンター）」を開設し、生活困窮者の自立に向けて、相談支援を行っています。一方で、国においては、同法に必須事業、任意事業が位置付けられましたが、その事業ごとに国庫負担（補助）基準額が設定され、実質的に国の負担（補助）に上限が示されています。また、学習支援事業は、国がその費用を全額負担し実施してきたところ、同法の施行に伴い、基準額及び補助率が設定されましたが、「貧困の連鎖の防止」に向けて、更なる事業の充実が必要です。併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。

■ 本市の取組

- 生活保護制度については、これまで国の補助金を積極的に活用し自立に向けて多様な就労支援等に取り組んできました。しかしながら、就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、更なる就労支援等の構築が必要です。
- 生活困窮者自立支援制度に係る国庫補助（負担）事業について、平成30年度は、市負担分を予算化することで事業実施を図っていますが、平成31年度において、補助基準額が減額されると、適正な事業実施が困難になります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移 [単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H30予算	596	442	154

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～平成30年度 … 制度化による補助率(3/4、2/3、1/2)の削減
(モデル事業(10/10))
- 平成31年度 … 経過措置の終了による補助基準額の減額 (単位 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	生活困窮者自立支援法									
	補助率	平成29年度申請額			平成30年度申請予定額			平成31年度見込額 (平成30年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	292,140 <u>(316,800)</u>	219,104	73,036	287,665 <u>(322,800)</u>	215,747	71,918	269,000 <u>(269,000)</u>	201,750	67,250
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)										
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)										
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	208,563 (363,600)	139,041	69,522	213,537 (363,600)	142,357	71,180	213,537 (333,000)	142,357	71,180
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	29,447	22,086	7,361	22,621	16,966	5,655	22,621	16,966	5,655
⑥ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	54,690 ※(54,700)	27,345	27,345	59,000 ※(69,600)	29,500	29,500	63,300 ※(69,600)	31,650	31,650
合計		584,840	407,576	177,264	582,823	404,570	178,253	568,458	392,723	175,735

※学習支援事業補助基準額は、高校世代加算を含む。

この要請文の担当課／健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 2 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援を継続するとともに、待機児童対策のため必要となる認可外保育施設職員の処遇改善に係る財政措置を講ずること。
- 3 幼児教育・保育の無償化に向けては、市町村の財政運営や待機児童対策、保育の質の確保に支障が生じないよう、必要な財政措置を講ずること。
- 4 幼稚園就園奨励費補助事業に係る市町村に対する実質的な補助を拡充し、市町村の超過負担の解消を図るため必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 5 保育需要の正確な把握や市町村の負荷軽減のため、育児休業給付金の申請は、保育所の入所保留を要件とせず、休業期間の選択制とするよう、制度を改善すること。
- 6 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。

■ 要請の背景

- 本市は、認可保育所・地域型保育事業・認定こども園で1,896人分の新規受入枠を確保し、平成30年4月現在で28,482人分の保育受入枠を確保しました。これまでも、保育士配置の要件緩和や、定員を超過した受入れ、幼稚園預かり事業の拡大、新設保育所における緊急的な一時預かり事業など、待機児童の解消のため実施可能なあらゆる手段を講じており、今年度からは新たにサテライト型小規模保育事業を実施しますが、今後も若い子育て世帯の増加が予想される本市では、保育所等利用申請者のさらなる増加が見込まれていることから、施設整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置が必要です。
- 本市は、増加を続ける保育需要に対応するため、認可保育所等への移行が可能な認可外保育施設については、国制度を活用し積極的に移行を支援しています。また移行が困難な場合でも、重要な受け皿として積極的に活用しています。
そのため、今後も認可保育所等への移行を支援するための財政措置が必要なほか、認可外保育施設で働く職員の技術向上と離職防止のため、適切な処遇改善が必要です。
- 幼児教育・保育の無償化については、指定都市市長会をはじめ、様々な団体が無償化に必要となる財源の確保や、待機児童対策等に支障のない制度構築等について要望しているところですが、本市においても認可外保育事業や私学助成の幼稚園に対する無償化の範囲や手法によっては、所要額や事務量の増加が懸念されます。

市町村は、待機児童対策以外にも、円滑で安全な保育事業を実施するため、多額の経費をかけて複雑な制度運営を行っており、無償化の実施に当たっては、市町村に新たな財政負担や事務量の増大がないよう、適切な措置が必要です。

- 幼稚園就園奨励費補助事業については、基本的に国が対象経費の1／3以内を補助することとなっていますが、本市への交付金額は1／3に達しておらず平成29年度は、約3,425万円を本市が超過して負担しています。

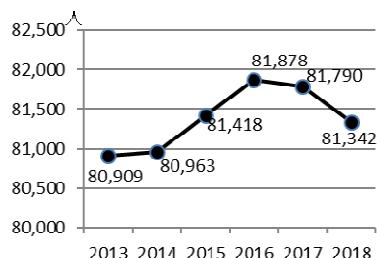
- 育児・介護休業法では、育児休業は子どもの年齢が1歳に達する日までとされており、保育所に入所が出来ない場合は、引き続き2歳到達時まで延長可能となっています。個人的に育児休業の延長を望む場合でも、延長に必要な入所保留の決定通知を取得するため、保育所の利用申請を行う方が相当数存在しています。

市町村における保育需要の正確な把握や事務の負担軽減のため、育児休業期間の1～2年の自由選択制を導入するなど、育児休業給付金制度の見直しが必要です。

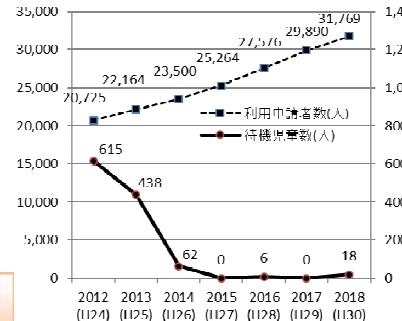
- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てるこことできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいますが、拡充による財政の負担が大きくなっています。

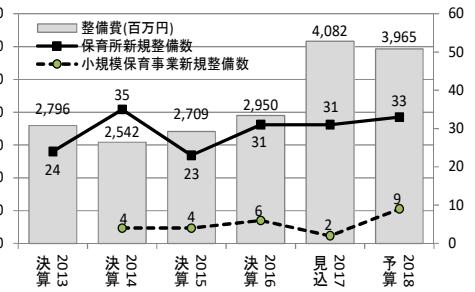
川崎市の就学前児童数の推移



保育所利用申請者・待機児童数の推移



保育所等の新規整備数・整備費の推移

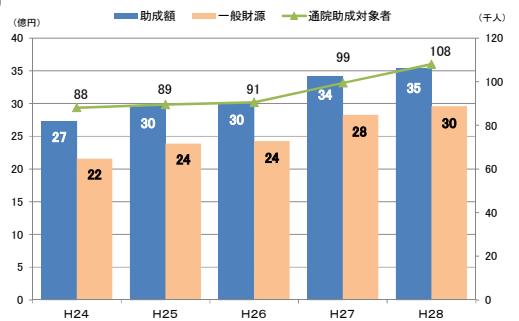


認可外保育事業の新制度への移行

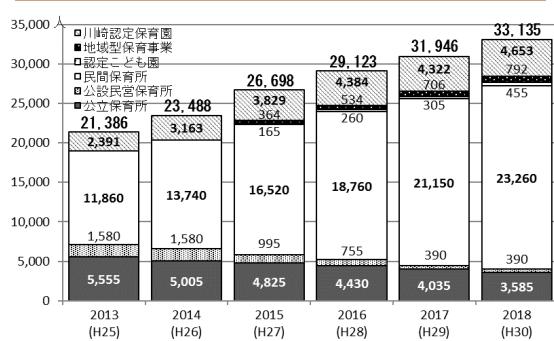
	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
認可外保育施設	134	137	136	143
移行	4	4	5	0
地域型保育事業	37	6	3	2

待機児童対策については
平成31年度以降も
継続的な取組が必要

本市小児医療費助成費と対象者の推移



市内保育施設の定員推移(認可外施設を含む)



この要請文の担当課／

こども未来局子育て推進部保育課

TEL 044-200-2686

こども未来局こども支援部こども家庭課

TEL 044-200-2671

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 校舎等老朽化対策及び質的整備事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。
- 2 子育て世代流入による児童生徒増加への対応のため、校舎等新增築事業について、計画事業量に見合う財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけて一斉に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。こうした状況の中で、改修による学校施設の老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。
また、質的整備については、特に学校トイレの快適化やエレベータ設置について、学校現場や保護者のニーズが高く、計画的な取組が求められています。平成29年度の後半に660億円規模の補正予算編成がありましたが、平成28年度補正予算のおよそ半分の規模であり、平成30年度に予定していたすべての事業についての予算を確保することはできませんでした。計画している時期に円滑に事業を実施するためには、当初予算による十分な財政措置が必要です。

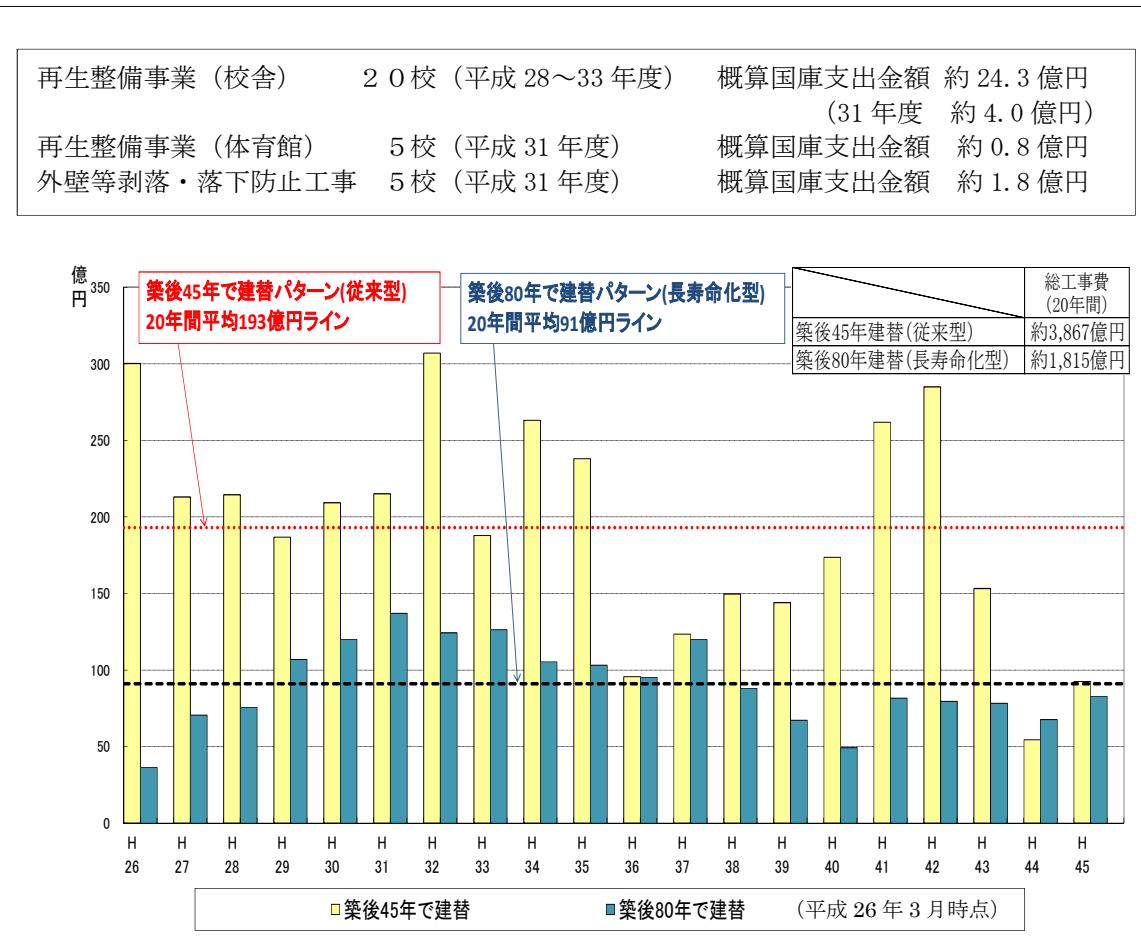
- また、本市においては、大規模な住宅開発等に伴う子育て世代の流入により児童生徒が増加しているため、必要な教室数を確保するなど、良好な教育環境の確保に向けた取組を進める必要があります。こうした状況から、教育の機会均等を保障し、その水準の安定的確保を図るため、新設校の整備や校舎の増築などを進めることにしています。

■ 費用

- 平成31年度計画事業費
 - ・老朽化等対策事業 30校 事業費 約 97.3億円 (国費 約 6.6億円)
 - ・質的整備事業 35校 事業費 約 30.2億円 (国費 約 7.0億円)
 - ・児童生徒増加対策事業 2校 事業費 約 7.4億円 (国費 約 0.4億円)

【平成31年度の主な取組み】

老朽化等対策事業計画



質的整備事業計画

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	30校	平成31年度	約6.8億円
エレベータ設置	5校	平成31年度	約0.2億円

児童生徒急増対策事業計画

○校舎の増築

学校名	事業年度	概算国庫支出金額
東小倉小学校 東住吉小学校	平成31～32年度	約1.2億円 (31年度 約0.4億円)

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

この要請文の担当課／教育委員会事務局教育環境整備推進室 TEL 044-200-3271

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川の治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設や、現行制度の要件を緩和すること。

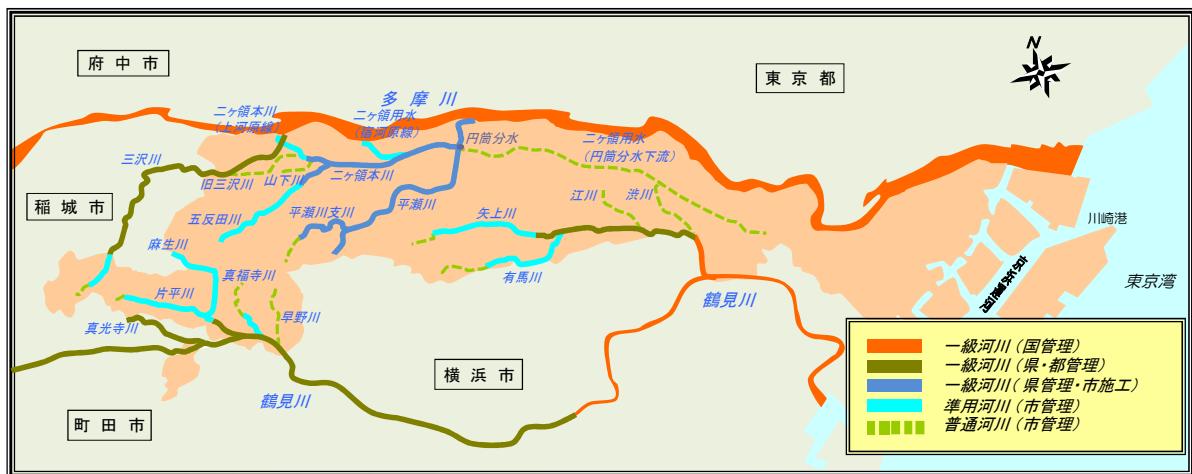
■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都直下地震や東海地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくためには、新たな財政措置が必要です。
- 平成30年度から、河川管理施設の長寿命化を図る事業について、公共施設等適正管理推進事業債の対象となったところですが、老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施しています。

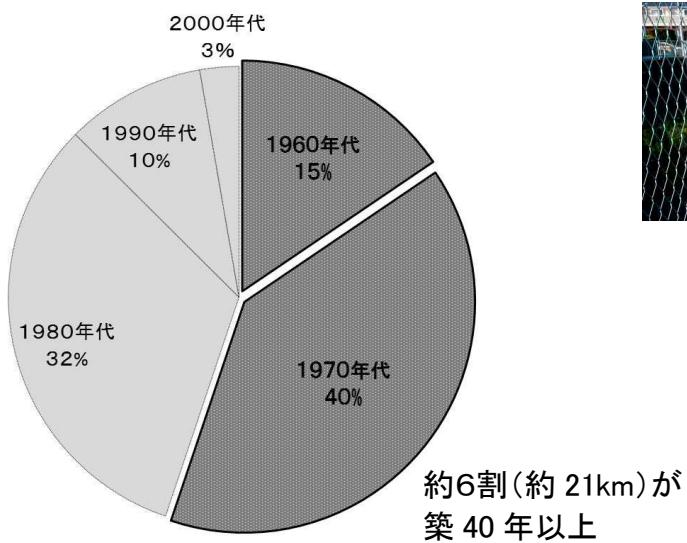
■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化ならびに機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川



[河川整備経過年数]



[老朽化の状況]



変状による護岸施設の目違い

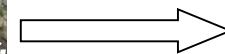


護岸背部の空洞

[一級河川平瀬川の護岸更新について]



治水安全性確保のため
施設更新を実施



パラペットのズレ(最大 10cm)

護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

鋼管護岸へ更新中
【市費にて対応】

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

殿町国際戦略拠点（KING SKYFRONT）における 特区の取組推進とイノベーション創出について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国家戦略特区については、制度を幅広く活用するために、自主財源で投資活動を行う事業者でも課税の特例措置が適用されるよう、要件の緩和を行うこと。
- 2 国際戦略総合特区制度における総合特区推進調整費については、わが国の産業競争力の強化に寄与する拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に資する事業への充当を図ること。
- 3 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートヘルスケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 4 リサーチコンプレックス殿町拠点については、専門人材の配置や拠点間交流の促進など、融合研究、新事業創出及び拠点の持続的な発展に資する取組に対して、追加支援を図ること。
- 5 产学連携を通じた持続的なイノベーション創出に向けて、アントレプレナー等の人材育成機能や事業化促進のための施設整備に対し財政支援策を講じること。
- 6 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果を十分評価する制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。

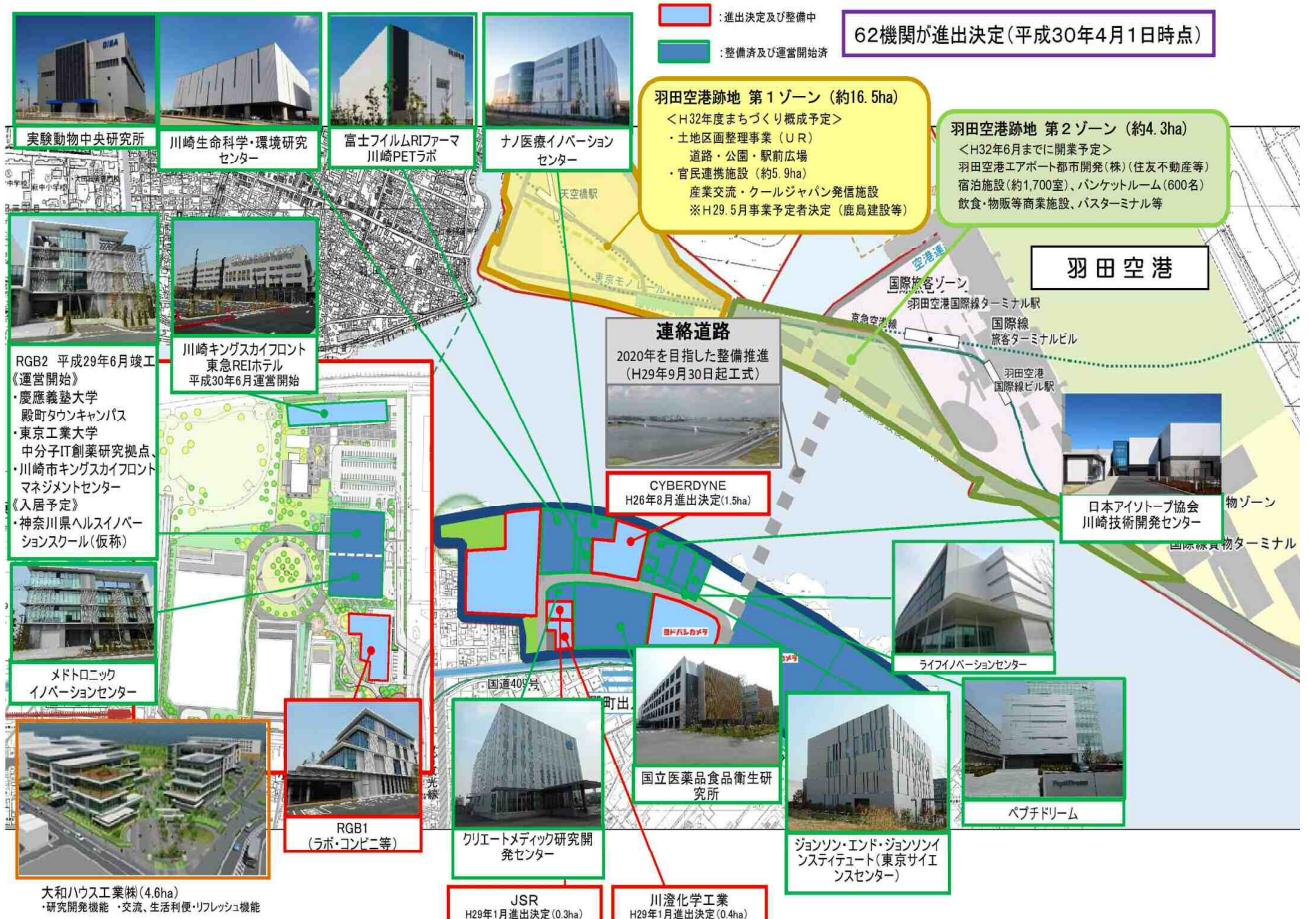
■ 要請の背景

- 税制上の支援措置について、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動拠点の形成に向け、課税の特例が広く活用されることが重要であることから、規制緩和の活用又は指定金融機関からの借入に加え、自主財源で区域内に投資活動を行う事業者に対しても特例措置が適用されるよう要件の緩和が必要です。
- 上記に加え、我が国の経済成長へ寄与すべく、拠点活動の活性化やイノベーションエコシステムの形成に向けて総合特区推進調整費を柔軟に活用し、新たな課題の解決に機動的に対応していく必要があります。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業による「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させが必要です。
- 国立研究開発法人科学技術振興機構による「リサーチコンプレックス推進プログラム」の殿町拠点については、新たな融合研究や新事業を創発するための取組に、融合研究や促進する人材の配置など本市の拠点マネジメント体制の構築や交流連携促進事業等と連携した追加支援を行うことにより、拠点の持続的な発展に向けた取組の呼び水とする必要があります。

- 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントにおいては、技術革新と社会実装を加速し新分野や新産業の創出を目指すために、国内外の産・学・官・金の幅広い人々が集う交流・連携プラットフォームづくりを行っています。こうした中、持続的なイノベーション創出を担う人材育成機能や、ベンチャー創出・育成の受け皿となるインキュベーション機能を充実させるための共同利用施設や設備の導入が必要です。あわせて、そのプラットフォームの運営支援が必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 研究開発機能の集積
- 最先端研究開発成果の社会還元



“水素社会”の実現に向けた川崎水素戦略の着実な推進について

【総務省・経済産業省・国土交通省・環境省】

■ 要請事項

- 1 水素・燃料電池戦略ロードマップの着実な推進に向けて、水素利用拡大に資する規制改革等を積極的に進めるとともに、財政措置を講ずること。また、支援制度の相互利用を可能とするなど、省庁間連携を強化すること。
- 2 安定的に水素需要が見込まれる燃料電池バスの普及に向けた財政支援について、内容を拡充し、今後も継続して実施すること。
- 3 水素の貯蔵にあたり、高圧未満での貯蔵や水素ステーション以外の用途での高圧貯蔵について、水素社会の実現に資するよう水素ステーションと同様の規制緩和を検討するとともに、建築基準法における貯蔵量上限規定についても明確にすること。また、水素吸蔵合金を用いた水素貯蔵方法についても同様に、安全面における技術基準を明確にするとともに、関係法令への位置付けを行うこと。
- 4 水素パイプラインによる水素供給については、水素の普及拡大に繋がるよう道路への配管埋設や橋梁への添架に対する安全性や設置に関する技術基準を早期に整備すること。
- 5 環境性の高い水素関連施設については、工場立地法における環境施設に位置付けるなど、事業者が水素の取組を実施しやすいよう環境を整備すること。
- 6 水素サプライチェーンなど環境性の高い水素関連のインフラ事業を推進するため、CO₂削減効果等の環境価値を認証し優遇する制度を構築すること。また、制度構築にあたっては、多くの者が活用しやすい制度とすること。
- 7 実証事業において整備した水素・燃料電池関連設備やインフラ等については、地域での水素利用拡大という観点から、事業終了後も新たな水素関連事業等に活用できるよう弾力的に制度を運用すること。

■ 要請の背景

- 昨年12月に「水素基本戦略」が策定されるなど、エネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札として、水素エネルギーの普及が一層重要となっています。また、水素関連技術に係るイノベーションを加速し、成長戦略に繋げることが必要です。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、我が国の技術力を世界に発信する絶好の機会となります。東京都と隣接する本市におきましては、「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを推進し、水素の社会実装に向けた取組を進めています。また、今後の水素需要拡大に向けては、安定的に水素需要が見込める燃料電池バスの普及も必要となります。
- 水素エネルギーの普及にあたっては、水素関連のポテンシャルが高い本市をフィールドとして先進的なプロジェクトを実施し、その有効性等を評価した上で技術基準を整備し水平展開していく必要があります。
- 再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムの市街地等へ

- の展開にあたり、水素貯蔵量の上限が制約となっていることから、貯蔵方法や貯蔵量について、法令の整備も含めた新たな視点に基づく総合的な整理が必要です。
- コスト競争力のある水素のオンライン供給を実現するためには、水素配管の埋設等について、根拠法令や安全基準、設置基準の整備が必要です。
 - 既存の工場や事業所等の機能更新等にあわせた水素関連施設の導入促進のため、工場立地法上の緑地等について、緩和措置や新たな特例を設置することが有効です。
 - 水素エネルギーの導入促進やサプライチェーンの構築に向けては、CO₂削減効果等のコスト以外の付加価値を適切に評価してブランド化するなど、既存のエネルギーインフラに対して一定程度の競争優位性を持たせ、取引スキームを構築し、その制度を多くの者が活用できるようにすることが必要です。
 - 水素の普及拡大に向けては、実証事業の成果をベースとして取組を拡大し、普及に繋げることが有効です。そのため、実証事業で整備したパイプライン等のインフラや設備等を実証後も効果的に活用し、新たな事業創出に繋げることが必要です。

■ 効果等

- 水素需給の拡大と水素を起点とした新たな産業の創出
- 水素の有用性と安全性に関する理解の促進、社会受容性の向上
- 再生可能エネルギーの普及促進、エネルギーの最適利用、防災機能の向上
- エネルギー供給源の多様化、CO₂削減、環境負荷の低減

「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく6つのリーディングプロジェクト

① 水素サプライチェーン構築モデル



海外の未利用エネルギー由来の水素をトルエンと反応させて常温常圧の液体にし川崎臨海部に運び、再び水素を取り出して水素燃焼発電を行う水素サプライチェーンの実証

② 水素BCPモデル



太陽光発電の電気で製造した水素を貯蔵し、燃料電池により平常時や災害時に施設や避難者に対して電力や温水を供給する自立型エネルギー供給システム「H2One」の実証

③ 鉄道駅におけるCO₂フリー水素活用モデル



再生可能エネルギーなどを駅に導入する「エコステ」の取組として、JR南武線武藏溝ノ口駅において鉄道事業者として初めてCO₂フリー水素を導入し、平常時や災害時に活用

④ 地域循環型水素地産地消モデル



地域で発生する使用済プラスチック由來の水素を、臨海部の国際戦略拠点キングスカイフロントにパイプラインで輸送し、大型燃料電池を活用してエネルギーを利用する水素の地産地消モデルの実証

⑤ 産業分野における低炭素水素利活用モデル



風力発電の電気で水を電気分解して製造した水素を、新開発の簡易水素充填車を使って京浜臨海部の物流倉庫等に輸送し、燃料電池フォークリフトで利用する実証

⑥ パッケージ型水素ステーションモデル



三菱化工機株式会社

水素製造装置、水素充填設備、ユーティリティ設備等のパッケージ化により、整備費用縮減と工期短縮を実現するパッケージ型水素ステーションの実証

我が国成長戦略の一翼を担う重要な地域である 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 我が国高度成長を支えてきた川崎臨海部は、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積などが着実に進んでいる成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、今後も産業が高度に発展し続ける地域として、それを支える交通機能について幅広く強化を図っていくため、必要な支援を行うこと。
- 2 国家戦略特区の目標である国際的ビジネス拠点の実現等に向けて、平成32年を目指した羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える羽田連絡道路の整備には国の支援が不可欠であることから、引き続き必要な財政措置等を講ずること。
- 3 首都圏の国際競争力の強化を図るため、広域的なネットワークを構築する国道357号の未整備区間について、必要な事業費を確保し、着実な整備を進めること。また、多摩川トンネルをはじめとする整備には膨大な事業費が見込まれることから、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を進めること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部は、首都圏における地理的優位性や高度な研究開発機能の集積などを強みとして、既存産業の高度化・高付加価値化や先端産業の集積・創出、物流機能の高度化などにより活力ある地域が形成され、日本経済の発展に大きく貢献しながら持続的な発展を続けています。本市としても川崎臨海部の発展を持続的なものにするために目指す将来像として「臨海部ビジョン」を平成30年3月に策定し、今後取り組むべき方向性を基本戦略として取りまとめたところであり、その中でも発展を支える戦略として、「交通機能の強化」を位置付けました。「交通機能の強化」では、鉄道事業整備の具体化に向けた取組や京急大師線産業道路駅における新たな交通結節点としての広場整備など、幅広く取り組んでいます。
- 川崎臨海部の交通基盤は、臨海部全体の活性化に加え大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも交通ネットワーク基盤の整備・充実が必要であり、また東京オリンピック・パラリンピックを控え、それを見据えた取組が求められています。
- さらに、羽田空港の24時間国際拠点空港化や東アジアのハブポートを目指す京浜港の連携強化が進む中で、首都圏の国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として、広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められております。
- このような中、川崎臨海部では、臨港道路東扇島水江町線が事業中です。さらに、国家戦略特区の目標を達成するためのプロジェクトの一環として発足した「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、周辺のまちづくりと一体となった戦略的な都市・交通インフラの一つとして、羽田連絡道路と国道357号多摩川トンネルの整備について事業を推進しており、また平成28年度には、都県境を跨いで特定都市再生緊急整備地域の区域が拡大されるなど、機能強化に向けた取組が進んでいます。

- 羽田連絡道路は、本市殿町地区と羽田空港跡地との連携を強化し、羽田空港を核とした一体的な成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、2020年の完成を目指し、鋭意、工事を進めております。
- 国道357号は、首都圏の広域的なネットワークを構築する幹線道路であり、国際競争力の強化を図るために、空港、港湾の連携軸として重要な路線です。また、川崎臨海部のアクセス改善や活性化及び大規模災害時における交通・物流機能の確保の観点からも、羽田空港と大黒ふ頭間の未整備区間の整備が必要です。

■ 効果等

- 成長戦略拠点の形成 ○ 東京湾岸地域との連携強化
- 京浜臨海部や空港周辺の一般道路交通の整序化 ○ 空港へのアクセス改善
- 沿道環境の改善 ○ 防災機能の向上



連絡道路橋梁イメージ図（羽田空港側から多摩川上流を望む）



※第3回「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」の資料から抜粋

この要請文の担当課／建設総合局広域道路整備室

臨海部国際戦略本部拠点整備推進部

TEL 044-200-2039

TEL 044-200-2547

